

よくいただく御質問への回答

Q 1 環境影響評価とはどのようなものですか。

環境影響評価は、私たちのまわりの生活環境や自然環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な事業について、あらかじめ事業者が、現在の環境の状況の調査、事業の影響の予測、保全のための措置の評価を行い、広く行政や住民から意見を聴いた上で、よりよい事業計画を作り上げていこうとするものです。

Q 2 環境影響評価制度は許認可ではないのですか。

環境影響評価制度は、Q 1 の回答のとおり手続を行うための制度であり、知事は、事業者に対して、環境の保全の見地からの意見を述べるものです。

申請者や事業者に権限を与えたり、土地等に係る規制等の制限を解除するような許認可とは異なります。

Q 3 環境影響評価手続にかかる時間はどの程度ですか。

環境影響評価手続では、条例で定められている縦覧と住民の皆様からの意見募集の期間及び知事意見の取りまとめ期間を合わせると、最短でも方法書で4.5ヶ月、準備書で5.5ヶ月の時間がかかります。

この期間には、事業者が住民の皆様からの意見を取りまとめる期間や次の手続の準備期間は含まれておりません。

さらに現地調査は四季の調査（1年間）を要するものもあることから、評価書の公告までには早くても2年以上がかかることがほとんどです。

Q 4 環境影響評価手続を開始するには、住民の理解が必要なのですか。

Q 1 の回答のとおり、環境影響評価は、事業者が行政や住民からの意見を聴き、よりよい事業計画を作り上げていくための手続です。

この手続の中で、事業者は、方法書や準備書の内容に関する説明会の開催、住民等の皆様からの意見の募集を行い、その意見等を事業計画に配意していくこととなります。事業者は、これらの手続を踏まえて、住民の皆様の理解を得る努力をしていくものと考えております。

このように、環境影響評価手続は、住民の理解を得るためのひとつの手段であります。手続開始前に住民の理解を得ることは必須とはなっておりません。

Q 5 アセス手続において意見を求める市町はどのように決定するのですか。

関係市町とは、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」（条例第10条）、「対象事業実施区域及び既に入手している情報によって環境影響を受けるおそれがあるとみとめられる地域」（条例施行規則第7条）と定められています。

この規定に基づき、事業者が方法書等を送付する関係市町を決定することになります。

Q 6 事業者に縦覧期間や意見募集期間を延長してもらうことは可能ですか。

条例では、方法書、準備書手続においては、縦覧（1ヶ月）及び意見募集（2週間）の期間が、評価書手続においては、縦覧期間（1ヶ月）が定められています。

この期間は、速やかに手続を進めたいと考える事業者に配慮し、最低限の期間として規定したものであると考えられますので、事業者が期間を延長する必要があると判断すれば、延長は可能です。

Q 7 方法書や準備書の説明会では、どのようなことが説明されるのですか。

条例で定めている方法書や準備書の説明会は、事業者が住民等から意見を募集するに当たり、方法書等の内容を理解していただくために開催するものになります。

したがって、主に方法書等の記載内容が説明されることとなりますが、事業内容の説明や意見交換が行われることもあります。

Q 8 方法書や準備書の内容に誤りがあった場合、県は訂正を求めるのですか。

許認可手続は、申請書などの内容を審査し、基準等に適合するように記載等を訂正させた上で「許認可」を与えることとなります。

一方、方法書等の図書は、事業者が「環境の保全の見地からの意見を求める手続のために作成する図書」であることから、訂正は事業者の判断となります。一般的に図書に誤りがあった場合には、事業者は、次の手続の図書に修正を反映することになります。

県は、記載の誤り等についての指摘はできますが、事業者に訂正するように指示や命令することはできません。なお、調査内容や環境保全措置等が不足し、環境に及ぼす影響が懸念される場合には、知事意見として、次の手続での対応を求めることとなります。

Q 9 事業者が虚偽の内容でアセスを行った場合、どのような対応をするのですか。

条例には、「虚偽の事項を記載して送付したとき」には、「事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。」（条例第49条第1項第2号）と定められていることから、虚偽が確認された場合には、事業者に対して勧告等を行うことが考えられます。

Q 10 環境影響評価審査会は何回開催するのですか。

条例には、環境影響評価審査会の開催回数は定められておりません。

通常、方法書及び準備書手続では、審査会を3回開催し、1回目には「住民や県庁内各課からの意見を踏まえた審議」、2回目には「市町長からの意見を踏まえた審議」、3回目には「今までの意見を踏まえた答申の審議」を行っています。

Q 11 答申をまとめるのには、環境影響評価審査会の納得を得る必要があるのではないですか。

環境影響評価審査会は、委員に方法書等の内容や事業者の説明を承諾してもらうための会議ではなく、知事が環境の保全の見地から意見を述べるために、事業の実施が環境に及ぼす影響を回避又は低減するための技術的な事項を審議する会議です。

環境影響を回避又は低減する上で支障がある内容（納得の得られなかった内容）については、答申に反映させ、知事意見として事業者に対し述べることになります。

Q 12 事業者が知事意見に従わない場合はどうするのですか。

知事意見に強制力はありませんので、従わないことによる罰則はありません。

しかしながら、従わないことによって、環境に及ぼす影響が回避又は低減されないことが明らかな場合などには、次の手続においても前の手続と同様の内容を知事意見として述べることが考えられます。

Q 1 3 アセスの内容は、どのように許認可に反映されるのですか。

条例には、対象事業について「知事が対象事業に係る免許等を行う場合には、評価書に配慮すること」（条例第 32 条）が定められていますので、評価書が作成された事業において、知事が行う許認可には、環境影響評価の内容が配慮されることとなります。

この条項の規定は、事業者がアセスを行わなければ、許認可手続をしてはならないという規定ではありません。また、既に行われている許認可に配慮を求めるものでもありません。

Q 1 4 評価書が公告された後は、どのような手続が行われるのですか。

評価書の公告後には、事業の実施中及び完了後（稼働後）の環境に及ぼす影響と評価書の内容を確認し、必要に応じて環境保全措置を見直すために、事後調査の手続が行われます。

事後調査の結果は、事後調査報告書として公表するとともに、住民等の皆様から御意見をいただくこととなります。